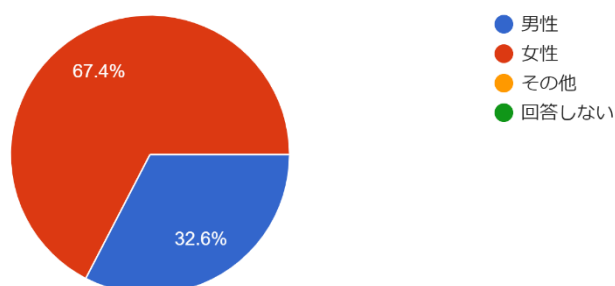


第3回ZOOM勉強会 「犯罪被害者支援で福祉は何かができるか」参加者アンケート (2021年2月6日(土)開催)

参加者属性

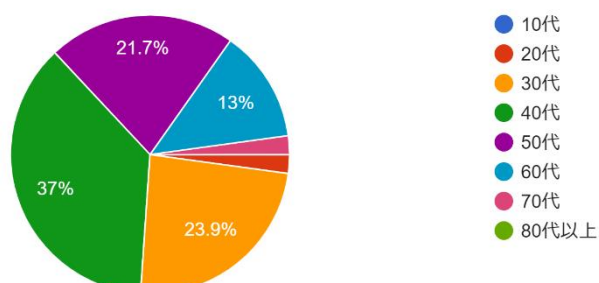
性別

46 件の回答



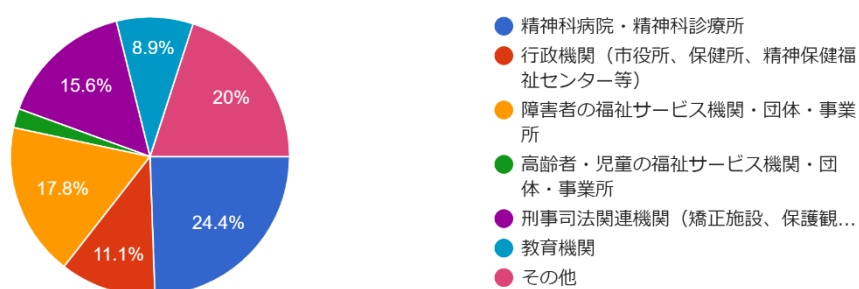
年代

46 件の回答



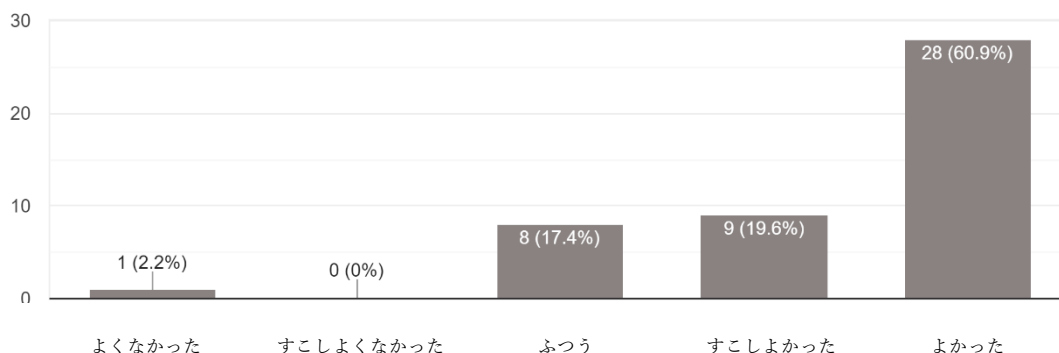
所属機関をお聞かせください。

45 件の回答



今回の研修会企画はいかがでしたか？（よくなかった 1－よかった 5）

46 件の回答



全体を通してのご感想（任意）

- 構成がとてもよかったし、支援の実情や精神保健福祉領域の支援の必要性が感じられた。
- おそらく基本的な制度自体を知らないということに気づけました。
- わかりやすい研修でした
- 今回は、被害者の方の話及び支援センターにおける活動の内容を知ることができ、実りあるものでした。
- 事例を紹介していただきましてので分かりやすかったです。
- 事例の紹介もあり、実践をイメージすることができました。
- 犯罪被害者の生の声を聞けたことは良かったです。また、3人の報告者の方が提示された様々な情報も役に立ちそうです。ありがとうございました。
- 被害者への視点について総論から各論、事例へと分かりやすい構成でした。
- 被害者の支援について詳しく知ることができてよかったです。
- 実情が多少理解できたような気持ちにはなった。
- 被害者に支援が行き届かず結果的、薬物であり依存症に至るケースを見てきたので、被害の時点でもしもっと支援が行き届いていれば、加害者にはなることが防げるのではないかと強く感じました。
- 自分にとってはほぼ未知の分野だったので、犯罪被害者にとっての支援が大事なのにあまり知られていないということがよくわかりました。そして、被害者にとっては終わりはないんだということがとても重いことと受け止めました。自分の実践の中で、出会うことがあるかもしれない方たちと関わることになったときには、今日の事例にあったように、他機関と連携してその方の立場に寄り添っていければいいなと思いました。
- 犯罪被害者のことを考えるよい機会となった。
- 構成が理解しやすくなっていました。講義を聴くごとに、被害者の方の実態が身近に感じられ、色々な考えが頭をよぎりました。ソーシャルワーカーが必要な分野であることは絶対ですが、国や行政がもっと労力を注いで専門職を支援する必要があると感じました。
- 関わりの中で「二次被害」ということにならないようにすることが大切だと思いますが、出来るのかなとも思います。
- 被害者支援の現状がわかりました。自分も含めていつ当事者になるかわからないなと思うとこわい気持ちがあります。保険証が使えなかったことはしりませんでした。不安な気持ちに寄り添えるのか。。。。
- 生の、現場の声が聞けて良かった。
- 学生の頃に習ったこと以上に社会も変わってきており制度やセンターもできていることを学びました。被害者側の人権や権利は、講義内で提示されていたアンケートにも記載されていたように、加害者は守られて被害者は晒されることもまだまだ多いと思います。今の職場で何ができるのか、また職場に持ち帰って考えてみたいと思います。貴重なご講義ありがとうございました。

うございました。

- 犯罪被害者の方は表出できないだけで、私が勤めている福祉事業所の利用者さんにもいらっしゃるかもしれないと思えた。支援の視点が増えてよかった。
- グループでの意見交換の時間を設けて頂き、普段であればお会いすることのない地域の方々とお話ができたことが有意義でした。
- 加害者支援と被害者支援は両輪での支援が必要ということですが、被害者が声をあげにくいこと、加害者に対する支援の難しさなど課題がよくわかりました。被害者の現状を思うと、もっと情報を得て自分に何かしら出来る事はないか探りたいと思いました。
- 様々な視点で犯罪関係について学ぶことができるので、とても良い機会を与えて頂けると感じています。
- 大切なことがぎゅっと詰まっていたと思いました。支援者の知識の中に、被害者支援が当たり前に入っているようになると、被害に遭われた方が話をしやすい環境が増えるのかもしれないと感じました。
- 当事者の方の「生活できる支援が必要」という言葉がとても重かったです。目を凝らして見ないと見えない苦しみということが分かりました。
- 生映像はとても学びになったが、この領域に普段馴染みがない身にはきつくもあった。
- 福祉職の関わりが重要であることが理解できただけでなく積極的に従事していくことが大切。支援援助は心理職の方々オンリーのイメージが強かったがそうではない、多角的に協働することが求められている。支援や援助を求める声に、ソーシャルワーカーの関わりが必要さが大きいことの驚きがある。
- 犯罪被害者支援センターの支援内容の中に、家事支援などもあり、ここまで対象者に寄り添っておられるのか…と驚きました。やはり、必要な情報提供をする立場にあるものは、いろいろな制度を知っておかなければ…と反省しました。
- 被害者支援センターのソーシャルワーカーの動きが事例を通じて学べてよかったです。どのような支援をしているのか、ソーシャルワークの必要性などが具体的にみえました。そして、まだまだ、ソーシャルワーカーの配置が少ない現状について残念に感じました。
- 短い時間だったが、現状がよくわかった。
- 犯罪被害者の方々の支援制度や、被害者の方々の実情がわかり今回の研修を受講することで、職場や保護観察中の対象者に還元していきたいと思った。ブレイクアウトルームでは自分のネット環境が悪くほとんど会話が出来ず残念だった。ネット環境を改善します。
- 学びました。現実には、本人に責任が無くても孤独と恐怖に怯える被害者を、如何に支援すべきか、教えて頂きました。
- 講義及びグループワークを含めて時間配分も良く参加しやすかった。加害者と被害者支援といえども、双方同じ熱量でかかわることは、私にはできないとことだと改めて考える機会となりました。
- Zoom研修は初参加でしたが、操作にも最後の方では慣れてきました。場所の移動の制限ないため、短時間で自宅から参加できるのもありがたいです。これからも活用できると助かります。
- 貴重なお話をありがとうございました。被害者支援の必要性和周知が遅れていることが改めて実感できた。
- 仕事の関係で講義のみの参加となりましたが、盛りだくさんの内容をそれぞれ要点を絞ってお話いただいたので、最後まで集中して受講できました。事前に資料（ガイドライン）の提示もあったため、受講前後で改めて理解を深めることができ有意義な研修でした。
- 被害者支援制度について、無知だったと感じました。ソーシャルワーカーとして、どちらかだけの視点ではなく、双方の視点を持つことが必要という言葉にいろいろ考えさせられました。
- 支援体制に厚労行政があまり携わっていないというご意見を拝聴しました。麻薬取締部でPSWの採用が進められたのもここ数年の方針転換です(福祉的介入は自治体の保健所が主体との理念からと承知しています)。規制や取締等の監督機関としての立ち位置が主となっていますが、薬事行政だけではなく、福祉的支援のリソースを広く活用していただけるような方策を整備していただきたいと切に願っています。
- 業務のなかで、不幸にも加害者となってしまった対象者への支援に関わることは多く、法的な枠組みも整備されていると感じていましたが、被害者支援の制度現状については知らないことが多いことに気付きました。

福祉関係者として犯罪被害者支援にどのようにかかわれそうでしょうか。

- 加害当事者の支援者の立場からも、できることはあると思いました。
- まずは被害者の方が使える制度を案内できるようになればと思います
- まずは制度を知り、必要に応じて連絡、相談を行う。
- 研修の知識を今後の仕事に活用したい
- 支援センターでの活動内容が分かったため、連携ができるのではないかと考えた。
- 加害者も被害者も両者とも人権を守っていけるような支援を考えていきたいです。
- 心のケアにとらわれず、相手のニーズを把握して関わっていくことの大切さを感じました。
- 大学の教員ですが、精神保健福祉士の養成コースに在籍する学生には、実は「犯罪被害者」…特に性的犯罪の被害者である学生が時々います。そうした学生に、適切な情報提供したいと思います。
- 被害者への共感と支援制度の情報提供を含めて関わりたい。
- 精神科病院で勤務しているため、受診者の方の支援につなげていきたいと思います。
- できる範囲でできることから…かな？
- 面談の中で実は過去に被害に遭っていたということが分かった場合、こういった機関と繋げていけるか対応できるようにしたいと思う。
- 被害者の方の心情はもちろん、身体的なこと、社会生活上のこと等、様々な広い視点でかかわりたいです。
- 目の前にいる人が犯罪被害者かもしれない、心に深い傷をもっているかもしれないと、想像力をもってすべての人に関わること。
- 被害者も加害者も生み出さない為に、出会うケースおひとりおひとりの生活背景や困難さに目を向けていきたいです。地域のネットワークづくりにも力を入れていきたいです。
- 定年後に関わる機会があれば、関わっていききたいと思います。
- 被害者支援の窓口やその活動や利用方法について情報を得ることから始めます。地元の。
- 地域の相談支援専門員の立場で声を聴く。
- 今就いている仕事が高齢の方と携わることなので、詐欺等の被害に遭われた方や遭いそうになった方と関わることはあります。犯罪被害者というと、イメージが重大犯罪寄りなのでふと出てこなかったのですが、支援者同士の制度や枠組みを超えた繋がりを持つことで何かが起きた時などは一緒に動けるチームのようになれば良いのかな？とは考えました。
- 二次被害を起こさないように、寄り添って関わりたい。
- 精神病院に勤務しているため、被害者にも加害者にも関わる場合があります。勉強や経験を積む必要があると改めて感じました。
- まずは自分の身近な場所での支援の情報収集をすることから始めます
- 日々、被害者も加害者も両方支援することがあります。それぞれに起きた出来事がこの先も続く、終わりはないと改めて思いました。常に変化する生活をきちんとらえ、本人の望む生活を実現できるよう関わり続けたいと思いました。
- 犯罪被害者支援専門となると、職として仕事をできる場所が限られていますが、SWとして被害者支援の視点を持っていることで、自身のクライアントへの対応も深みが増すと思います。
- 思い込みではなく、でも「被害者がいるだろうという視点」を持つことから始めようと思います。
- 時間経過した方々とは関わっているという認識を新たにしたので、知らない制度を押さえ、しっかりと情報提供と一緒に考えていくことをしていきたい。
- しっかりと寄り添うことと関係する役割者への橋渡しとコラボレーション。
- 犯罪被害者のアンケートに書かれていたことを念頭におきながら、必要とされる支援を考えていきたいと思います。
- 医療観察法で加害者支援をしていますが、一方で被害者がいることを意識していけるようになればよいと思います。また、被害者の方の相談も、受ける機会があると思いますので、まだ経験はないですが、適切な相談窓口へつなげるようになりたいです。
- 福祉関係者ではないので、軽々しく関われないと思った。
- 保護司を委嘱されていて犯罪被害者支援については研修会でも勉強させていただいた。仕事から医療観察、定着支援センターが支援している方々の就労支援を行っている。対象者の状況によっては被害者の方々がどの様な思いで過ごしているのかを考える時間を設け、再

犯防止に努めていけるのでは？と思った。地域の犯罪被害者の方々に対し、支援が出来ることがあれば行っていききたいと思った。

- エンドレスの関わり合い
- 寄り添うということは、容易ではなく、ソーシャルワークとして介入するためには、被害者理解だけではできないことを痛感しました。
- 犯罪被害者として自分の所属機関の支援対象になることは少ないですが、過去に犯罪被害に遭っているという方は思っているより多いように感じます。そういった認識をもって業務にあたることが大事だと思います。
- 医療福祉職員からの二次被害が多いので、行政にその実態を上げて研修など学ぶ機会を設けてもらえるように発信していきたい。
- 日頃から特段意識せず患者さんのエピソードの一部として被害経験に接していましたが、これからは二次被害に関しての注意を払いながら接することが出来ればと思います。また、制度情報へのアクセスなどを職場内の psw と共有できるように、していきたいと思いました。
- 被害者支援の裏にある犯罪被害者支援の事を知ることから始めたい。
- 犯罪被害者の生活支援に関する制度やサービスが必要な人に届くように、まずは養成教育等でも取り上げ広く周知していきたい。
- 被害者の抱える困難な状況によりそい支援にあたりたい
- 支援の窓口として情報提供を適切に行えるよう標準化を目指したい
- 犯罪被害者として支援がスタートするのではなく、障害支援として関わり始めた方が被害経験を持っていた事は度々ありました。今後は医療だけでなく地域での支援に目を向けて行く機会をつくれるのでは、と思います。

ご不明だった点や疑問に感じられたことは、どのようなことですか？（任意）

1. 始めてでしたので、もう少しグループワークの説明があったらよかったと思います。
2. 可能ならば、事前に（直前でも構わないので）パワーポイントの資料も PDF で提供して頂けると助かります。メモが取りきれませんでした。制度、支援内容について勉強不足だったことを知りました。
3. 「犯罪被害」に焦点を絞ることで得られるメリットとデメリット双方があるのではないかと考え、加害者も被害者も、あるいはその中間の人も、ソーシャルワークに関与する一員であるということがもう少し必要に思えた。「助けてくれる人はいない」「腫れ物に触れるるように扱われた」との当事者の声が胸に響いた。
4. ミーティングに参加してから、名前を変更することができませんでした。
5. 犯罪被害者の定義や範囲。（軽犯罪の万引きで店をつぶされた人、犯人不明の犯罪に巻き込まれた人、犯人がいない天災で PTSD となった人、犯罪加害者の家族、虐待を受けた子供・・・） 支援が必要なことはいうまでもありませんが、すべてを網羅することが難しいと感じました。
6. 限られた時間だったので大まかな制度諸々な話でしたが、実際被害者の方も住まれている地域にて、他機関との連携(司法と違う機関)による支援等何か実例や、想定されていることがありましたら、聞いてみたかったです。
7. 加害者への支援に対する現状と支援者の思いなどもっと知りたいと思いました。
8. 犯罪に関する法律や仕組みを学びたく研修に参加するのですが、資料が手元になく画面だけで追っていくのが難しかったです。もう少し資料をじっくり見る機会があるとよいなと思います。
9. 被害者と加害者支援の両輪のお話があったが、そううまくはいかないという辺りを詳しくお聞きしたかった。
10. 特段なし。 資料等事前配布して頂けるとありがたい。大岡由佳先生の資料はこれからの様々な関わりに必要と思いました。お許しあれば配信ください。
11. チャットの中に、情報がもれることを恐れて医療保険を使わない方もいると書かれていたので、第三者による傷病届の仕組みをもう少し詳しく教えてもらいたいと思いました。
12. 講義の開始が突然だったのと、グループワークの進め方に戸惑いました。グループ全員が同じ画面に表示される方法を次回までに確認しておきます。

13. せっかくのグループワークの時間が個々の映像が出なかったり、ミュートのままだったり、何について話し合ったらよいのかわからず、無言のまま時間だけが過ぎていきもったいない時間であった。もう少し話し合う具体的な項目であったり、グループに入室する前に手順をもう少し丁寧に説明があったらよかった。
14. 犯罪被害者支援と加害者支援の双方に現場で携わっているというお話を聞き（講義1）、どのように気持ちの整理をしているのか、ぜひお聞きしたいです。
15. 「二次的被害」と「二次被害」の違いについて、とても重要な点だと思ったので、改めてご説明いただけると有難いです。

委員からの回答・コメント:

7と9（山野）

家族内に、被害者と加害者がいる場合に、加害者が刑期を終え家に帰ったケースでは、被害者支援の職務としては、加害者の支援はできません。とはいえ、継続して被害者の家族と関わりますから、加害者抜きでの話ができません。特に加害者が、犯罪を犯した時と変わらない生活スタイルだと、また再犯しないか気がかりです。SWとしてその家族全体を見るわけですから、被害者だけの支援では成り立たないのが現状です。連携と言う意味では、保護司さんとも繋がりその家族を影で支えることができたと思いますが、まだまだ縦割りの行政と連携するには課題が多いと感じております。

また、トラウマを抱えているひとは、被害者にも加害者にもなりやすいと少しお話ししましたが、幼少時から関わる者の対応や学校関係者の関わり方次第で犯罪が防げたのではないかと思う部分があるので、福祉が教育機関にも必要であるがこちらも課題が多いのが実情だと感じております。

9と14（渡辺）

犯罪被害者支援と加害者支援の双方の現場に関わっていると、罪を犯した人と関わっている時には、本人が被害者に対し謝罪するの気持ちがあるかや、被害弁済するつもりなのか等に目が行きます。しかし、現実的に職務上そういった話を本人にするのは難しいです。それは職務上そういった話をする役目になく、またそういった話をするための信頼関係を築く前に出所してしまうためです。

一方、犯罪被害者と関わる時には、加害者が罪を行ってしまう背景に目が行きます。しかし、加害者の背景に目が行っていることを被害者が感じると、被害者と信頼関係を築くことが難しくなります。

ですので実務上は、その時その時「今自分がどういう所属や役割で目の前の対象者と関わっているか」でスタンスが変わることになります。

このように個別のケースでスタンスが変わることは仕方がないと思いますが、社会的な問題について、自分がどういう意見を持っているかについては自分の中でまとめておく必要があると思います。

例えば被害弁済の問題(裁判で賠償金が確定しても現実的にはほとんど支払われない)や、少年法の年齢引き下げ問題などは被害者の立場になって考える人と、加害者の立場になって考える人との意見が異なります。

個別ケースとは別に、こういった社会的な問題について、被害者側・加害者側の双方の意見を知りながら、自分のスタンスをまとめておくことは、ソーシャルワーカーに必要なことと考えています。

10. →大岡資料は期間限定(2021年4月8日まで)で共有させていただきます。

15（大岡）「二次被害」の言い方が国際的に学術的には正しいとされています。第3次犯罪被害者等基本計画までは「二次的被害」と明記されてきているものになります。被害を受けること自体は、一時的被害ではなく一次被害です。一次被害によって伴って起こってくるものなので二次被害(secondary victimization)となり、二次的被害(secondly victimization)ではないわけです。これは、犯罪被害者等基本計画の第4次では、恐らく訂正されていくのではないかと推測されています。また、性犯罪関係の部署を管轄している内閣府では、昨年「二次的被害」を「二次被害」に改めることになりました。